

(仮称)鳥取西部風力発電事業 住民説明会(2026年4月25日開催)におけるご質問への回答

No.	質問者の住居地区	質問項目 (原文からの転記)	回答内容
1	伯耆町	1. 集落の説明会について 風車から5km以内の集落が対象とと思っていましたが、どのような基準で実施されたのでしょうか？	集落ごとに実施している説明会の選定基準ですが、まず風力発電機が設置される行政区域の集落を第一優先として説明会を実施し、第二優先として風力発電機が立地している集落に隣接している集落にて説明会を実施するという基準と優先順位で各自治会の区長様に打診して進めてきました。 また、それ以外の地区に関しては、広域の説明会にて対応をすることとしています。
2	伯耆町	2. 日当、車馬賃の支払いについて 私の集落は欠歩制度があり、主な作業は土日で道路、水路の清掃などで、欠歩の日当は、¥5000 ¥・1日¥10000円です。 公共交通デマントバスを利用し、風力発電、住民説明会、出席は半日以上かかります、自家用車の燃料も高騰しています、日当・車馬賃の支払いは、法的な問題があるのでしょうか？	本件につきましては、住民説明会へのご参加にあたり、時間的・経済的なご負担が生じることから、日当や交通費等の支払いが可能か、という趣旨のご質問と受け止めています。一般的に、住民説明会は、弊社が任意に開催するものに加え、環境影響評価等の法令に基づく手続の一環として実施する場合があります。これらは不特定の方に広くご参加いただくことを目的としたものであり、参加そのものに対して一律に対価をお支払いすることについては、手続の公平性や中立性の観点から慎重に考える必要があると認識しています。また、説明会は、事業内容についてご理解を深めていただくための機会として設けており、ご参加は任意でお願いしているものであることから、現時点では対価としての支払いは予定していません。一方で、会場までのご移動やご参加にあたりご負担が生じている点については、弊社としても十分認識しております。そのような中で、お時間を割いてご参加いただき、説明や対話の機会を頂戴していることに、心より感謝申し上げます。
3	伯耆町	3. 個人情報保護法について 個人名の質問書、意見書のインターネット公表は法的問題ないのでしょうか？ 名前を削除し、インターネット公表は、問題ないのでしょうか？ 名前を公表しない場合は、信頼が失われることは無いでしょうか？	個人情報に関するご質問をいただきありがとうございます。 まず、個人情報とは、氏名や住所など特定の個人を識別できる情報を指すものと認識しています。 弊社におきましては、いただいたご質問やご意見について、氏名等の個人を特定できる情報を公表することは行っておらず、内容について匿名化したうえで、弊社ホームページ上に公開しています。これにより、どのようなご質問やご意見があり、それに対してどのように回答しているかを広くご確認いただけるようにしています。 また、質問書の受付にあたりましては、いただいたご質問・ご意見の内容については匿名化のうえでホームページ上に公開させていただく旨を、事前にご案内しています。 匿名化を行うことで、個人が特定されるリスクは適切に回避されているものと考えています。 また、誰の意見であるかが分からない場合に信頼性が損なわれるのではないかとのご懸念についても重要な指摘と認識していますが、弊社としては個人情報の保護を優先する観点から、匿名化という一般的な方法により情報を公開させていただいています。 今後も、公平性および透明性の確保と個人情報の保護の両立に配慮しながら、適切な情報開示に努めます。
4	伯耆町	4. 日本初の高さ196mの大型風車について 野生動物、特にイノシシの生息域に変化が起き、一定の地域に被害が集中することは無いでしょうか？	獣害(イノシシやシカ等)につきましては、近年、里山や人の生活圏への出没が増え、農作物被害等へのご懸念が高まっていることを、弊社としても重要な地域課題として認識しています。 風力発電施設と獣害の増減との関係については、現時点において明確な科学的因果関係は確認されていません。一方で、野生動物は環境の変化に敏感であり、施設の建設や稼働が間接的に行動範囲や移動経路へ影響を与える可能性について、完全に否定できる段階でもないと考えています。 このため弊社では、「影響が確認されていないこと」をもって問題がないとするのではなく、実際の変化を継続的に把握し、地域の皆様と共有しながら対応していくことが重要であると考えています。 過去3年間の環境影響調査においては、事業実施区域内で確認されたツギノワグマ、イノシシ、ニホンジカの痕跡を記録しており、これらは今後の比較基準として活用します。 運転開始後に、特定地域への被害集中や目撃の増加といった変化が認められた場合には、 ・速やかに情報収集・状況確認を行い ・地域の皆様や関係機関と連携して初期評価に協力し ・本事業との関連性が合理的に疑われる場合には、原因究明のための追加調査および対応策の検討を行います。 また、必要に応じて、 ・被害状況の共有体制の構築 ・見回り・対策に関する地域連携の支援 など、予防的な観点からの取り組みについても検討します。 今後も、地域の皆様が感じておられる変化やご懸念を重要な情報として受け止め、継続的に対話しながら対応します。
5	伯耆町	5. 風力発電事業へのお願いです 裏山の立木伐採後、6年が過ぎましたが植林はされていません。 山腹に幅4.0mの作業道路を作り、立木を伐採、搬出された、当時は強い雨の時でもあまり流水は無い谷間でした、今は濁り水が流れ谷間は洗掘されています。作業用道路は放置されたイノシシのヌタ場もあります、山腹の崩壊も心配です。強い雨の日は裏山から流水が敷地内の流れ込み、水溜りが出来い つまでも湿った状況が続きます、特に梅雨時期は、住居土間は、水を打ったようになります。鳥取県、伯耆町の回答は対応は出来ません。 損害賠償の訴えは個人でして下さい。 環境保全調査は鳥取大学にお願いされたいですよと助言がありました。 風力発電事業所ではこのような事態が起らないことを望みます。	本件は、弊社とは別の事業に関する事例についてご指摘いただいているものと理解しています。過去の伐採後に植林が行われていないことや、濁水の発生・洗掘の進行、排水状況の変化、さらにはお住まいへの影響といった状況が生じているとのご指摘、また、それに対する行政からの対応についてご不安やご不満を感じておられる状況について、重く受け止めています。 同様の事象が繰り返されるのではないかと、という懸念につきましても、重要なご指摘であると認識しています。 これらの事象は個別の事業や施工・管理状況により大きく左右されるものであり、本事業とは直接の関係はございませんが、同様のリスクとして十分に踏まえるべき課題であると考えています。いただいたご懸念を踏まえ、本事業においては同様の事象を生じさせないよう、設計・施工および維持管理の各段階において十分な対策を講じます。
6	—(未記入)	鳥取県の鳥に指定されているオシドリですが、最大1000羽の群れを目の前で観察することができる全国でも珍しい越冬地を風車を設置場所にあって選ばれたのはなぜですか？	オシドリの越冬地との関係について「なぜ本地域を風車設置場所として選定したのか」というご疑問と、バードストライク等へのご懸念として受け止めています。まず、本地域が全国的にも希少な規模でオシドリの群れが観察される場所であること、また地域にとって重要な自然資源であることについては、弊社としても認識しています。その上で本事業では、当該地域が風力発電事業と両立し得るかどうかを慎重に判断するため、複数年にわたり鳥類調査を実施いたしました。渡りの時期(2021年9～11月、2022年3～5月)に加え、2021年秋から2024年夏にかけて定点観察や夜間調査を継続して行っています。これらの調査の結果、オシドリについては事業実施区域内で55個体、周辺域を含めると最大160個体を確認しており、主な生息・利用域は水域周辺および谷沿いの低空域であることを把握しています。また、風車配置予定の尾根及びその周辺においてオシドリの飛翔は確認されておらず、現時点では風車との直接的な衝突リスクは限定的であると評価しています。このような調査結果と、オシドリの生態を踏まえ、本地域においても適切な配置および運用を行うことで影響を低減できる可能性があるかと判断し、事業地の選定を行っています。 一方で、ご指摘の通り、本地域には観察条件等によってはより多くの個体が確認される可能性もあり、調査結果のみで影響を過小評価すべきではないと認識しております。 このため弊社では、既存の調査結果に加え、地域の皆様が実際に観察されている状況も重要な情報として受け止め、住民の皆様にもご理解・ご納得いただけるような調査のあり方についても、今後検討します。 また、運転開始後にバードストライク等の影響が確認された場合には、速やかに原因分析を行い、必要に応じて運転方法の見直し等の対策を講じます。 なお、ご懸念の背景にある現地の状況や観察実態について、差し支えなければご教示・ご案内いただければ、追加的な情報として真摯に受け止め、検討に反映したいと考えています。

7	伯耆町	<p>①三町長&会社と面談を申し入れたのに、記者会見について折り合いがつかず中止された理由は？</p>	<p>今回、三町長および弊社による記者会見の実施については、最終的に見送る判断となりました。その理由は大きく2点です。まず、現在も三町との協議が継続しており、計画内容や対応方針についてまだ最終的な整理・合意に至っていない段階にあることです。こうした状況で、対外的に「公式見解」として発信する記者会見を行うことは、結果として未確定情報を確定したものとして受け止められる可能性があります。次に、記者会見という形式は、発言内容が単独で公式見解として扱われ、強いメッセージ性を持つ場であるため、一定の整理・確定がなされた内容で臨むべきものだと考えています。現時点ではその前提が整っておらず、誤解や憶測を招くリスクがあると判断しました。一方で、取材対応そのものを控えているわけではありません。いわゆる「ぶら下がり取材」など、これまで共有している情報の範囲内で事実関係を補足的に説明することについては、適切な形で対応していく考えです。弊社としては、情報が一定程度整理され、関係者間での認識が共有された段階で、改めて責任ある形で説明の機会を設けるべきと考えており、現時点ではそのタイミングではないと判断したものです。</p>
8	伯耆町	<p>②福井県二枚田風力は未稼働なのに視察する意義があるのでしょうか？ 個人負担なしの意味は？</p>	<p>福井県の二枚田風力発電所視察については、建設中の状態を見たいという声があるため実施するものです。建設中の現場では、仕上がる前にどの程度泥水が出ているのか、法面がどのような状態なのか、風車部材をどのように運んでいるのかなどを確認できます。一方で、稼働中の風車を見たいという希望があれば、試運転中の風車を確認いただくことも可能です。また、別途全面的に運転期間中の発電所への見学も案内可能です。なお、今回の視察における「個人負担なし」というのは、事業の内容をご理解いただくために必要な現地確認の機会であることから、移動に要するバス代等の実費については事業者側で負担するという趣旨です。これは参加いただくかどうかの判断や、ご意見の内容に影響を与えることを目的としたものではなく、あくまで情報提供の機会を公平に確保するための措置です。</p>
9	伯耆町	<p>1. 風車発電施設等の機器、機材等はどこの国の製品か？</p>	<p>風力発電設備に用いる機器や機材につきましては、現時点では特定の国やメーカーは決定していません。本事業では、まずウィンドファーム認証の取得に向けた検討・評価を行い、その結果を踏まえて風車メーカーの選定および供給契約の締結を進める予定としています。そのため、具体的な製品の製造元等については、今後の検討過程で決定します。</p>
10	伯耆町	<p>2. アフターケアは、どこの国の業者が行うのか？ 鳥取西部合同会社？ シンガポールの会社は関係ないのか？</p>	<p>運転開始事後の施設メンテナンスにつきましては、弊社の関連会社であるNREオペレーションという会社（及び社員）が（鳥取西部風力合同会社から業務委託をする形で）責任をもって行うため、シンガポールの会社がメンテナンスに直接的に関わることはありません。既に発電開始済みのプロジェクトにおきましては、実際に地元企業様へメンテナンス作業の一部を業務委託しています。鳥取西部風力発電事業においても、同様に地元の会社様へ委託することを予定しています。</p> <p>運転開始後の施設メンテナンスにつきましては、弊社の関連会社であるNREオペレーションズ（及びその社員）が、鳥取西部風力合同会社から業務委託を受ける形で、全体の運転・維持管理を責任をもって実施いたします。そのうえで、風力発電機本体（風車）については、一般的にメーカーによる専門的な保守点検が必要となるため、風車メーカーが点検・保守の実務を担う形となります。NREオペレーションズは、これらメーカーとの調整や、設備全体の監視・管理を含めた運営を行います。また、シンガポールの会社が現地で直接メンテナンス作業にあたることはなく、実際の運用・点検は国内体制で実施されます。さらに、既に発電を開始しているプロジェクトにおいては、地元企業様へ一部業務を委託している実績もあり、鳥取西部風力発電事業においても、同様に地元企業様への業務委託を含めた体制を検討してまいります。</p>
11	伯耆町	<p>3. 補強土壁に使われている草種は？写真(P36)の草種はイタリアンライグラスのように見えるが、崖面崩壊防止に普通に使われるのか？</p>	<p>一般的な補強土壁の標準的な種子配合は、仰るようにイタリアンライグラスです。この種子は早期に緑化して土の流出を防ぐ表層対策です。崖面崩壊防止に使用される種子配合は、イタリアンライグラスなどの早期被覆種とトールフェスクなどの多年草で耐乾性、耐寒性の高い混播が一般的とされています。これは法面の緑化にも使われるものとなります。</p>
12	伯耆町	<p>確認、3町長が反対していれば風力発電計画は中止できるという事ですか？ どのような立場や状況になったら風力発電計画という物は中止にできますか？</p>	<p>事業の採算性が見込めなくなった場合、着工前に事業を中止する可能性があります。事業の採算性が見込めなくなる要因のひとつとして、事業に必要な全ての許認可の一部を得られない場合が想定されます。本事業に関係する主な許認可については、法律上は県や国が判断する制度が多く、必ずしも市町村長の「正式な同意」がなければ許可されない仕組みではありません。しかしながら、実際の手続きや審査の運用においては、市町村や地域の理解が得られていない場合、許可が成立しない、または大幅な見直しが必要となる仕組みになっています。本事業では、特に以下の手続きにおいて、市町村長の判断が直接的に影響します。</p> <p>① 町有地の利用 本事業では、地を利用する場合にその土地の管理者である市町村の承認が必要となります。この承認が得られない場合は事業用地そのものが確保できず、計画は成立しません。</p> <p>② 法定外公共物（里道・水路等）の占用許可 事業区域内の道路、水路などの法定外公共物については、市町村長の占用許可が必要です。</p> <p>■その他の手続きとの関係</p> <p>① 環境影響評価（環境影響評価法） 市町村長の意見が知事意見や経産大臣の勧告の内容に反映される可能性があります。</p> <p>② 林地開発許可（森林法） 林地開発許可については、森林法に基づき都道府県知事が許可権者とされており、市町村長の同意は法令上の許可要件とはされていません。しかしながら、鳥取県における林地開発許可手続では、許可判断に先立ち市町村長の意見聴取が実施されること、申請前段階において市町村との事前協議や地域調整が求められることが制度および運用の中に組み込まれています。また、林地開発許可は「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の観点で審査され、これらはいずれも地域への影響評価と密接に関係することから、市町村が「影響が大きい」と判断した場合には、これらの許可基準との適合性が問題となります。</p>

<p>13</p> <p>伯耆町</p>	<p>説明わかりました。結果 設置反対です！ ①環境良くならない、音 大きくなる、景観 悪くなる ②将来、不安。古くなった時、撤去 ③隣町で反対され当町に立案、いいかげんにせよ！！めいわく本数減し風車町大型、騒音増、いいかげんにせよ！ 200m風車とんでもない 日本気象協会て何だ、天気予報屋さんでしょ 町長に申し入れます。</p>	<p>風車の大型化に伴う騒音の増大、景観の悪化、事業終了後の撤去へのご不安および南部町が事業地から外されたことへの疑義としてお答えします。 ■騒音について 風車の大型化に伴い消音性能なども向上しているため、風車の発電能力と騒音レベルは必ずしも比例しておりません。また、環境影響評価の予測・評価においては環境省の指針として現在の騒音レベルと風力発電所が運転開始した際に予測される騒音レベルの差が5dBを超過しないことを定めています。 予測に当たっては、予測地点である住宅が風力発電機の風下に当たると(風車から住宅の方向に向けて風が吹いている)仮定して住宅への影響が最大となる条件のもと行っています。よって、風車の大型化に伴い小型機種と比較して騒音レベルが増大した場合であっても、生活環境に支障がでないように風車配置の検討を進めます。 ■景観について 景観が重要な地域資源であるとは事業者として認識しています。そのことから設計段階から景観への配慮を行い、必要に応じて位置調整や色調の工夫など、地域の環境と調和する形で計画に努めてきました。景観の受け止め方については個人の感じ方が大きいところから引き続き、可能な限り地域の景観に馴染むような彩色等を検討します。 ■事業終了後の撤去について 「将来、不安。古くなった時、撤去」とのご指摘につきましては、事業終了後に設備が適切に撤去されるかという点へのご懸念と理解しています。 風力発電設備については、2027年度より「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、発電事業終了後の撤去・廃棄に必要な費用をあらかじめ確保する仕組みが法制度に基づき整備される予定です。すでに現状において、資源エネルギー庁作成の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(2026年4月改訂)第2章第5節に基づき、事業終了後の設備撤去・処分の適切な実施と廃棄費用の計画的確保が求められており、これらは認定事業における遵守事項として位置付けられています。 また、廃棄費用の具体的な確保方法については資源エネルギー庁作成の「廃棄等費用積立ガイドライン」(2026年4月改訂)に基づき整理されており、事業者は制度に従って当該費用を確保することが求められています。これらが適切に履行されない場合には、同法に基づく指導・助言、改善命令、認定取消し等の措置の対象となる仕組みが設けられており、制度的な担保が確保されています。 本事業(2018年度認定)についても、当時の調達価格の算定には将来の撤去・廃棄費用が一定程度織り込まれており、運転開始後は法制度および各ガイドラインに基づき、費用を確保することとなります。このように、本事業では事業終了後の設備撤去が確実に実施されるよう、法制度および運用ルールの両面から担保されています。 ■南部町を事業エリアから外した理由について 南部町を事業実施予定区域から除外した理由については、様々なご関心・ご意見をいただいていることを踏まえ、選定過程の考え方をご説明します。 本事業では、方法書段階において一定の広がりを持った範囲を対象として設定し、その後の検討過程において、風力発電事業としての事業性と環境・地域への影響の双方を同時に満たし得る範囲へと段階的に見直しを行いました。 この見直しは、特定の要素のみをもって判断したのではなく、風況(発電量の見込み)、地形条件および施工性、環境への影響、さらには地域から寄せられたご意見といった複数の観点を相互に関連づけながら、総合的に比較・評価したものです。いずれか一つの要素のみをもって区域の採否を決定したものではありません。 その結果として、尾根筋における風況の違いや地形条件を含めた全体的な事業性を踏まえ、事業規模の縮小および配置の最適化を行う中で、影響をできる限り抑制しつつ事業として成立し得る範囲を整理した結果、南部町を含む区域が計画から外れる形となりました。したがって、南部町の除外は、特定の地域のご意見や個別の要因のみを理由として判断したのではなく、複数の評価軸を同時に満たす範囲を検討した結果として位置づけられるものです。 また、「環境への配慮」によって区域を見直したという点のみをもって、他の2町についても同様に一律に除外すべき(＝撤退すべき)のご意見もございますが、弊社としては影響の程度および対策の可能性を総合的に評価したうえで計画しており、一つの観点のみで一律に整理するものではありません。今後も、こうした複数の観点を総合的に踏まえながら、事業計画の検討を進めます。</p>
<p>14</p> <p>伯耆町</p>	<p>①伯耆、江府、日野町長、鳥取県知事は、建設について反対しておられる事は、ご存知だと思います。これだけの大規模な事業で長年に渡り継続されるには各自治体との調和が必要不可欠です。「汗を流して調和出来るようにがんばります」と言うのは簡単ですが、もし自治体との調和が取れない場合でも、事業は進めていかれるのか、考えを教えてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、本事業のような長期にわたる大規模事業においては、自治体との調和が極めて重要であると認識しています。また、伯耆町・江府町・日野町の各町長のご意見についても、重く受け止めています。 前提として、自治体の意向は本事業において非常に重要な要素であり、事業者としてそれを軽視する考えは一切ありません。一方で、制度上は自治体の意向のみで直ちに事業の可否が決まる仕組みにはなっており、現時点で「進める・進めない」を一義的に確定する段階にはないと考えています。 そのため、仮に現時点で調和が十分に図れていない状況があるとしても、それをもって直ちに結論づけるのではなく、まずはなぜご懸念が生じているのかを丁寧に受け止め、対応していくことが重要であると認識しています。 具体的には、安全性や環境影響へのご不安に対する技術的な説明に加え、これまで説明が十分でなかった点については改善しながら、勉強会や説明会の継続開催、検討途中の情報共有などを通じて、相互理解を深めていく考えです。 そのうえで、自治体を含めた地域の皆様との信頼関係を築きながら、最終的に事業の進め方を判断していくべきものと考えています。</p>
<p>15</p> <p>伯耆町</p>	<p>②地権者さんには、お金が入ったりとメリットがあるのだが、自治体には固定資産税は入るのだが、地方交付税は減額され、災害リスクが増えるためメリットは感じられない。自治体にとってのメリットは？</p>	<p>地方交付税は、地方交付税法第3条第1項に基づき、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る場合の財源不足額を補填する制度であり、同法第1条に定めるとおり、地方団体間の財源均衡を図るための全国的な財政調整制度です。 また、基準財政収入額は実際の税収額ではなく、標準的税収見込額の100分の75として算定されるため、税収増加があった場合でも、その増収分が全額交付税の減額に直結するものではありません。この結果、税収増加による一定の純増効果が自治体に残る構造となっています。 さらに重要な点として、地方交付税制度はあくまで「財源不足を補う」ための補完的的制度であり、地方団体の財政運営の基本は、自主財源を確保しながら自立的に行政運営を行うことにあります。これは、地方交付税法第1条において、地方団体の独立性の強化および計画的な行政運営の保障が目的として掲げられていることから明らかです。 以上を踏まえると、本事業による固定資産税収の増加については、交付税の調整による一定の減額は生じ得るものの、増加額全額が控除されるわけではなく、自治体の自主財源の充実という形で一定の財政効果が残ることとなります。 そのうえで、自治体にとってのメリットは、単に税収の有無だけでなく、 ・長期にわたり継続する安定的な自主財源の確保 ・使途が限定されない一般財源としての財政運営の柔軟性向上 ・道路整備等の付随的なインフラ改善の可能性 ・エネルギー政策や脱炭素政策への対応 といった点も含めて評価されるべきものと考えております。 一方で、ご指摘のとおり、災害リスクや生活環境への影響に対する懸念があることも重要な論点であり、これらについては、設計・施工・維持管理の各段階において適切な対策を講じることが前提となります。 このため、本事業の評価については、「交付税が減るかどうか」といった単一の観点ではなく、財政面・安全面・地域影響を含めた総合的な観点から判断していく必要があると考えています。</p>
<p>16</p> <p>伯耆町</p>	<p>③別冊参考資料の94ページのビジネスモデルは各自治体が建設に反対している以上、事業者と自治体の間に入る事はありえないのだが、どのように考えられるのか？また、その場合の具体策をおしえて下さい。(お金の透明性の担保等)</p>	<p>ご指摘のとおり、自治体が弊社事業に反対している状況において、農山漁村再エネ法に基づく協議会の設立や運営にあたり、自治体が事業者と自治会の間に入って調整を行うモデルは成立しません。本モデルは、自治体が一定の条件のもとで導入を検討する段階において、ルールと透明性を担保する仕組みとして機能するものと考えています。特にお金の透明性に関しては、資金の流れ(キャッシュイン・アウト)を自治体が一元的に管理することにより透明性を確保するという点が重要です。例えば、事業者からの拠出額の明確化、受入および支出の記録・管理、使途のルール化および公開を自治体が行うことにより、資金の流れを見える化し、不透明な個別対応を排除する構造とすることが可能になります。このように、行政が関与することの意義は、調整そのものではなく、資金とルールを可視化し、地域にとって納得性の高い仕組みを構築する点にあると考えます。このようなご負担をお掛けすることが前提となる制度であるため、まずは将来的に協議会や基金の創設に関するご要望を地域の皆様から具体的に伺いた上で、自治体へご相談差し上げたいと考えています。</p>

17	米子市 ・山と同化する風車になりませんか？	<p>風車を山と同化させることはできないか」というご質問は、配色のみならず、風車の大きさや配置を含めた景観全体への影響に関するご懸念と理解して回答します。風車は高さが約200mに達する構造物であり、視界の中で空を背景として見える部分が大きくなるため、特定の色彩によって周囲の山と完全に同化させることは構造的に難しいとされています。また、山の色合いは季節や天候により大きく変化することから、特定の緑色などにより常に一体化させることも困難です。加えて、風車はその高さから航空法の対象となる構造物であり、航空機からの視認性を確保するための基準(昼間障害標識等)に適合する必要があります。そのため、安全確保の観点からも、過度に視認性を低下させるような配色とすることには一定の制約がある点をご理解いただければ幸いです。こうした点を踏まえ、風力発電施設の景観については、配色のみで評価するのではなく、主要な視点場からの見え方や風車の規模・配置、さらには稜線との関係を含め、計画全体としての見え方を総合的に検討することが重要とされています。これは環境省のガイドラインにおいても、展望地からの眺望への支障の程度や、風車の規模・配置、稜線の分断の有無などを含めて評価する考え方が示されているところです。本事業においても、こうした考え方を踏まえ、風車の色彩については一般的に採用されている低明度・低彩度の色を基本としつつ、配置や見え方も含めて景観への影響低減を図る検討を行っています。なお、完全に目立たなくすることは難しいものの、景観の中での見え方や印象をできる限り緩和することが重要であると考えており、いただいたご意見については今後の検討においても参考とさせていただきます。</p>
18	米子市 ・HP、SNS等(あったね)でもっと気軽にリアルタイムに情報を。	<p>ご指摘のとおり、ホームページやSNS等を活用したタイムリーな情報発信の重要性については認識しています。今後はホームページ上で住民説明会の開催の告知を行うなどリアルタイムな情報発信に努めます。一方で、SNSによる情報発信については、弊社のグループ全体としての運用ルールや本社側の方針に基づく制約があり、即時的・柔軟な運用が難しい側面があります。</p>
19	米子市 ・地域メリットの拡大 ・鳥取西部なんで3町以外のメリットや情報発信、知らない人多い(米子なんて)	<p>本事業は伯耆町・江府町・日野町の3町を事業区域として計画しているものですが、生活圏や経済圏としては米子市を含めた鳥取県西部全体と密接に関係していると認識しております。そのため、米子市の皆さまにとっても、本事業が「関係の見えにくいもの」「知らないうちに進んでいるもの」とならないよう、情報提供の在り方を見直していく必要があると考えています。</p> <p>1. 米子市にとっての主なメリット 本事業による効果は立地地域にとどまらず、一定程度、米子市を含めた周辺地域にも波及するものと考えています。</p> <p>(1) 経済・地域活動への波及 工事や維持管理に伴う地元企業への発注機会 作業員の滞在等による地域経済への波及 ⇒ 日常的な人・モノの動きは、米子市も含めた広域に広がることを想定しています</p> <p>(2) 雇用・人材面 保守・点検等における雇用機会 技術・ノウハウの地域内での蓄積 ⇒ 必ずしも3町に限定されるものではなく、広域的な関与が想定されます</p> <p>2. 情報が届いていないことへの対応 ご指摘のとおり、「米子では知られていない」という状況については重要な課題であると認識しています。そのため今後は、お知らせ範囲の見直し、必要に応じた米子市様又は米子市民様向けの説明機会を検討するなど、関心を持つ方に広く情報が届くよう改善していく考えです。</p> <p>3. 地域還元(基金等)との関係 基金等の地域還元については、直接的な影響を受ける3町を基本として検討することが適切と考えています。</p>
20	伯耆町 机上の説明だけではなっとくいかない？	<p>説明会の場合でもご案内いたしましたように、説明会だけでは不十分と考え、弊社では不定期ではありますが、風力発電所をご確認いただき現地にてご説明を行う視察会を実施しています。今後、機会がありましたら是非ご参加いただき、ご理解を深めていただけますと幸いです。</p>
21	伯耆町 ①畑地区は中電と協定書をかわしているがその内容は当地区に高圧送電線をもう通さない終りの方に何か起った場合はすみやかに報告し協議するとあるがこれは有効か。	<p>ご指摘の協定書については、地域にとって重要な取り決めであると推察しており、その内容については十分に尊重されるべきものと想像します。一方で、現時点では弊社として当該協定書の具体的な内容や適用範囲、締結時の背景等を詳細に把握できていないため、現段階でその効力や本事業との関係について断定的なことを申し上げることは難しい状況です。一般的には、このような協定は法令に基づく許認可とは別の位置付けとなるため、それ単体で新たな事業を一律に制限する効力を有するかどうかについては、文言や経緯を個別に確認する必要があると考えています。また、「何かがあった場合には報告し協議する」といった規定についても、通常は関係者への説明や協議を求める趣旨と解されることが多いものの、こちらも協定書の具体的な記載内容によるところが大きいと認識しています。いずれにしても、今後は当該協定書の内容を確認したうえで、その趣旨や地域との関係性を踏まえ、地区の皆様と丁寧に説明・協議を行いながら対応していくことが重要であると考えています。</p>
22	伯耆町 ②昨年日本海新聞に風力発電の撤去費用は負担は業者が負担することになったとあったが、当風力発電もがいとうするかどうか。	<p>ご質問の「撤去費用の負担」についてご説明します。まず、風力発電設備の撤去費用については、従来から事業者が責任を持って負担し、設備を撤去したうえで土地をお返すことが基本となっております。本事業においても同様に、撤去費用は弊社が負担し、撤去工事を実施する計画です。また、日本海新聞で報道された内容についてですが、おそらくこれは、撤去費用の確保に関するルールが今後より明確に制度化される動きを指しているものと考えられます。風力発電設備については、2027年度より「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、発電事業終了後の撤去・廃棄に必要な費用をあらかじめ確保する仕組みが法制度に基づき整備される予定です。すでに現状において、資源エネルギー庁作成の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(2026年4月改訂)第2章第5節に基づき、事業終了後の設備撤去・処分適切な実施と廃棄費用の計画的確保が求められており、これらは認定事業における遵守事項として位置付けられています。また、廃棄費用の具体的な確保方法については資源エネルギー庁作成の「廃棄等費用積立ガイドライン」(2026年4月改訂)に基づき整理されており、事業者は制度に従って当該費用を確保することが求められています。これらが適切に履行されない場合には、同法に基づく指導・助言、改善命令、認定取消し等の措置の対象となる仕組みが設けられており、制度的な担保が確保されています。本事業(2018年度認定)についても、当時の調達価格の算定には将来の撤去・廃棄費用が一定程度織り込まれており、運転開始後は法制度および各ガイドラインに基づき、費用を確保することとなります。このように、本事業では事業終了後の設備撤去が確実に実施されるよう、法制度および運用ルールの両面から担保されています。</p>

23	伯耆町	<p>初めて説明会に参加させていただきました ・なぜ風車を建てるのでしょうか</p> <p>弊社は、風力発電が将来の脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みだと考えて風力発電事業を推進しています。持続可能なエネルギーの確保は、次世代に安心して暮らせる環境を残すためにも不可欠なものと考えています。日本はエネルギー資源の多くを海外から輸入しており、化石燃料への依存度が高い状況です。そのため、為替変動(円安)や国際価格の高騰が電気料金に直結するほか、ウクライナ情勢やホルムズ海峡の封鎖など、地政学的リスクがエネルギー供給に影響を与えています。こうしたリスクを回避し、国内で安定的に生産できる電力を確保することは、将来的な安心・安全のためにも重要と考えています。</p> <p>また、弊社が鳥取西部地域において本事業地を選定した理由は、制度面・技術面・系統面の条件を総合的に満たしている点にあります。具体的には、本事業地は2018年にFIT認定を取得しており制度的に事業化が可能であったこと、加えて電力の系統連系枠に空き容量があったこと、さらに約6年間にわたる風況観測の結果、平均風速5.9m/sと安定した風況が確認されていることから、風力発電に適した地点と判断しています。</p> <p>風力発電は、これらの条件のいずれか一つだけでは成立せず、「十分な風況」「系統接続の可能性」「制度上の事業性」が同時に満たされる必要があり、こうした条件を総合的に満たす場所は限られます。特に日本国内において144MWの接続が可能な場所は限られていることから、他の場所で代替することが容易ではなく、当該地域において検討を進めてきたものです。</p>
24	伯耆町	<p>・伯耆町へのメリットはなんですか</p> <p>■伯耆町への直接的なメリット 弊社は、固定資産税の納税の他、農山漁村再エネ法を活用した協議会を立ち上げたいと考えています。当然ながら、事業実施区域の住民の皆様から協議会立ち上げについて同意いただけていること、当該同意を前提に各町様が農産漁村再エネ法の活用、協議会や基金の運営に管理主体者として参画いただけるご同意をいただけることが前提となります。仮にその前提を置く場合、当該協議会に参加頂く集落の方々は、伯耆町を含む全事業実施区域及びその隣接地区を想定しています。協議会に対して、弊社は売電収入の一部を基金として毎年お納めしますが、この基金の活用方法は協議会メンバーの皆様で決めることができます。従って、伯耆町へは事業実施区域およびその隣接自治会内の農山漁村の発展に貢献する基金の支出によって、一定の経済効果をもたらすと考えます。</p> <p>■他事業の事例 上記の基金の活用内容については、最終的には伯耆町を含む地域の皆様が決定的なものであるため、その検討の参考となるよう、他地域における具体的な事例をもとに基金の具体的な活用案を以下のとおりご紹介いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の温泉施設の整備や運営 ・夏祭り等の地域行事の実施や地域活動の充実 ・神社等の地域資源の保全・修繕 ・避難所となる施設への電源設備(蓄電池・太陽光・AED等)の整備 <p>また、他社が実際に農山漁村再エネ法を活用して実施した基金の活用事例としては、地域への人材還流を促す観点から、Uターン・Iターンを希望する若者に対する奨学金や就業支援制度の整備といった取り組みも見られます。</p> <p>これらはあくまで一例ではありますが、農山漁村再エネ法に基づく基金を活用することで、伯耆町においても、①地域の暮らしの利便性向上、②防災力の強化、③地域資源の維持・活用、④若者の定着・回帰の支援といった形で具体的なメリットにつなげていくことが可能と考えています。</p> <p>ただし、これらは事業者が一方向的に決めるものではなく、自治体のご理解を前提としたうえで、地域の皆様と協議しながら、「伯耆町にとって本当に必要とされる取組は何か」を共に検討し、実現していくことが重要であると考えています。</p>
25	伯耆町	<p>・なぜ今計画されている場所に建てるのでしょうか。他の場所ではダメなのでしょう</p> <p>本事業地を選定した理由は、制度面・技術面・系統面の条件を総合的に満たしている点にあります。具体的には、本事業地は2018年にFIT認定を取得しており制度的に事業化が可能であったこと、加えて電力の系統連系枠に空き容量があったこと、さらに約6年間にわたる風況観測の結果、平均風速5.9m/sと安定した風況が確認されていることから、風力発電に適した地点と判断しています。</p> <p>風力発電は、これらの条件のいずれか一つだけでは成立せず、「十分な風況」「系統接続の可能性」「制度上の事業性」が同時に満たされる必要があり、こうした条件を総合的に満たす場所は限られます。特に日本国内において144MWの接続が可能な場所は限られていることから、他の場所で代替することが容易ではなく、当該地域において検討を進めてきたものです。</p>
26	伯耆町	<p>・建設による環境へのよい面(伯耆町の環境へのよい面)を教えてください</p> <p>本事業による伯耆町の環境面での良い影響についてお答えします。</p> <p>風力発電所内では風車間をつなぐアクセス道路を整備しますが、この点については地域の山林環境にも一定の良い影響があると考えています。そもそも、事業地域の山林は一部を除いて大半が人工林であり、林道が十分に整備されていない箇所も多く、山林の手入れが行き届きにくい状況にあることについては、地元の林業従事者の方々からもお話を伺っています。こうした状況では、本来の山の機能である水源涵養機能が十分に発揮されにくく、地表面が水が流れやすくなるなど、災害リスクの観点からも課題があると認識しています。</p> <p>本事業により整備されるアクセス道路については、風力発電設備の維持管理のために継続的に点検・補修を行うことから、結果として道路が一定の品質で維持されることとなります。道路やヤードについても、崩落等がないか定期的に確認し、問題が生じた場合には事業者の負担で修復を行います。</p> <p>また、これらの道路については、林業従事者の方々による施業や山林災害の復旧や昨今国内で頻発する山林火災の消火活動など、発電事業以外での活用も想定しており、山林内へのアクセス性向上に寄与する可能性があります。実際に、手入れが困難であった人工林に入りやすくなることで、管理の質の向上や林業という産業の活性化につながるのではないかとご期待もいただいています。</p>
27	伯耆町	<p>・撤去費用について基ソ台や地下構造物も含めて全て事業者負担で現状復旧する、ということでしょうか</p> <p>風力発電設備の撤去費用については、発電事業者である鳥取西部風力合同会社が負担し、風力発電設備を撤去し、土地をお返す考えです。</p> <p>この点に関し、地上権設定契約書において、地権者様からお借りした土地を返却する際には、弊社の費用負担により設備を撤去することを明記しております。</p> <p>地下構造物(基礎等)についても、原則として撤去対象となり、廃棄物処理法上も、使用後の設備は適切に処理することが求められています。</p> <p>ただし、例外的に、地下構造物を撤去することで地盤の安定性に悪影響が生じるおそれがある場合などには、環境省の運用指針等が示すように、①以下4点の全ての条件を満たすとともに、②一般社団法人日本建設業連合会「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」(2020年2月)「3.2.3 残置する場合の留意事項」に基づく対応が行われている場合③事業者及び地権者様の意思に基づく場合には、残置して差し支えないとされています(「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)(環境適発第2109301号、環境適発第2109302号)、「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説」(2023年2月、日本風力発電協会))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがないこと ・対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかであること ・地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではないこと ・関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡すこと

28	伯耆町	<p>・モニタージュ写真について、垂直視野角は身長何cmの人の目線からでしょうか(子供の目線と大人の目線では見え方も違うと思います)</p> <p>・モニタージュ写真は投影のハニイがせまく、かつ、場所が固定のため実際に人間が見るハニイ、景観を適切に表現できていないのではないのでしょうか</p>	<p>■ 垂直視野角(目線の高さ)について モニタージュ写真の作成にあたっては、撮影時のカメラ高さを基準としており、一般的には成人の目線に近い高さ(約1.5～1.6m程度)を基本として設定しています。ご指摘のとおり、子どもの目線など高さが異なる場合には見え方に差が生じる可能性はありますが、例えば、約1km離れた位置に高さ約200mの構造物を見た場合、成人(約1.5m)と子ども(約0.75m)の目線差による見上げ角の差は約0.04度程度と非常に小さく、実際の見え方に与える影響は限定的です。</p> <p>■ 視野の範囲・表現の限界について モニタージュ写真は、特定の地点からの景観を平面的に再現するものであり、実際に人が周囲を見渡す際のような広い視野や視点の動き(首を振る動作など)までは完全に再現できないという技術的な制約があります。</p> <p>一方で、人が正面を向いたまま無理なくひとまとまりの景観として認識できる水平視野は、一般的に約60度程度とされており、景観検討に用いるフォトモニタージュでもこの画角が標準的に採用されています。本事業においても、この考え方に基づき水平画角60度を基本として作成しています。</p> <p>また、広がりのある眺望が重要となる地点については、必要に応じてより広角のパノラマ合成によるモニタージュを補足的に用いることも可能であり、見え方の多角的な把握に努めてまいります。</p>
29	伯耆町	<p>樹水高原で観光業しています。 樹水の山頂展望台からの景観について、風車が絶景をはばむのではないかと少し心配です。 風車が設置された場合の樹水からのモニタージュもまた見てみたいです。(すみません、ありました。)左側方向(中国山地方向)になるので、視野角1.0度問題ないかと思います。(個人的感想) 景観シミュレーションをもとに地元とも話していけたらと思います。</p>	<p>弊社の作成したフォトモニタージュを踏まえ、樹水高原の景観へのコメントをいただきありがとうございます。 景観は、最も個人差を感じやすい部分でもあるため、今後より多くの方からのご意見を頂戴しながら事業者としても風力発電所が不快な施設ではなく、地元で愛される自然と調和し、観光業とも親和性のある施設とできるよう検討します。</p>
30	伯耆町	<p>環境影響評価法は少し理解出来ました。 が地震対応(対策)の説明がもう少し資料説明していただきたい。ウインドファーム認証でOK 風車地区に対して保善管理(道路整備地元のメリット、その他) 発電所の出力 前回143MW 22基 今回130MW 20基 違いわ? 集落 地権者 メリットの違い?</p>	<p>ご質問を頂きました風力発電所の出力と発電機の基数を減らしたことによる、地権者様や各集落へのメリットの違いに関してご回答します。 地権者様に関しては、風力発電機を減らしたことで、お借りする面積が少なくなるため将来的な賃料が減ることになります。 各集落へのメリットの違いは、経済的にはありませんが風車基数を削減することで説明会でもお話いたしましたよう、騒音レベルが低減されるなど、環境影響にかかわるメリットがあると存じます。</p>
31	伯耆町	<p>反対の立場です。</p>	<p>可能であれば反対の理由をお聞かせいただけますと幸いです。 事業者として可能な限り皆様のご懸念には真摯にお答えしご理解をいただけるように事業者として努力をしたいと考えています。</p>
32	伯耆町	<p>・現時点では特になし ・是非、実現して欲しい。</p>	<p>ありがとうございます。多くの方へ弊社の事業を理解していただけるよう、情報発信に努めます。</p>
33	伯耆町	<p>輸送経路について、伯耆町役場前を通過する県道53号線ルートは、住民の生活道路であり、カーブや電信柱、架線等も多いことから、例え深夜の通行といえども不適と思われる。極力、R181バイパスを通行いただくよう要望する。</p>	<p>輸送経路についてのご懸念、ご意見として承りました。 ご指摘のとおり、県道53号線は地域の生活道路であり、道路形状や周辺環境の状況から、安全性や生活への影響についてご不安をお持ちになる点は重要であると認識しています。風車部材の輸送にあたっては、関係法令を踏まえたくうえで、警察や道路管理者等の関係機関と協議を行い、安全確保を最優先に輸送経路や時間帯等を検討することとしています。ご意見にある国道181号バイパスの活用についても含め、複数のルートの可能性を比較しながら、地域への影響ができる限り小さくなるよう検討を進めます。 また、輸送経路周辺の自治会や住民の方々に対しても、今後、事前のご説明や個別のご相談の機会を設けるなど、道路利用の是非や輸送時の対応について丁寧にご意見を伺いながら進めます。</p>
34	伯耆町	<p>工事過程においての溪流支川への土砂や濁水の流入、汚濁が不明であり、溪流漁(ヤマメ、イワナ他)への悪影響が懸念される。その辺りの日野川漁協等への説明は行われてるのか?</p>	<p>ご指摘のとおり、工事に伴う土砂や濁水の流出による溪流環境への影響や、ヤマメ・イワナ等の溪流魚への影響については、重要な懸念事項であると認識しており、事業者としても十分に理解しています。日野川水系漁業協同組合に対しては、2025年7月5日に組合長および役員の皆様に向けて事業概要の説明を実施しています。本説明会は、県知事意見において漁協への十分な説明が求められたことを踏まえ開催したものであり、事業概要に加え、工事に伴う土砂流出や濁水対策、環境影響への対応方針等について説明を行っています。当該説明においては、土砂・濁水の流出防止については詳細設計段階で具体化していくこと、また、万が一事業に起因する影響や損害が確認された場合には補償を行う方針であること等について説明しており、漁協からも濁水や魚類への影響についての懸念が提示されています。</p> <p>一方で、2026年4月に実施した風車基数20基案に基づく濁水到達に関する調査・予測・評価結果については、現時点では漁協に対する説明は行っておりません。ただし、当該計画では風車基数が減少していることから、一般的には環境負荷は低減方向にあるものと認識しています。</p> <p>今後については、環境影響評価手続の進捗および詳細設計の具体化にあわせて、土砂流出や濁水発生の可能性、ならびに溪流魚への影響リスクについて、より具体的な調査・予測・評価結果を整理したうえで、改めて漁協を含む関係者の皆様にご丁寧にご説明します。</p>
35	伯耆町	<p>・景観影響に関し、モニタージュのスケール(実際の風車との比率)があまりにも風車が小さいと感じるが、本当に正しい比率だろうか疑問である。</p>	<p>撮影位置やカメラの焦点距離、地形データ等に基づいて再現したものであることから、大きさの比率自体は実際の条件に基づいたものとなっています。</p> <p>一方で、これまでもご指摘をいただいているとおり、「実際より風車が小さく見えるのではないか」という印象を持たれる点については、私どもとしても認識しています。</p> <p>例えば、庄神社付近から確認できる鉄塔は高さ約60m、撮影地点から約200m程度と近距離にあるため視野内で大きく見えますが、風車は最も近いものでも約2km離れており、加えて一部が植生により遮られるため、同じ写真の中では相対的に小さく見えることとなります。</p> <p>また、モニタージュは写真として全体を一度に平面的に提示するものであるのに対し、実際の見え方としては、人は関心のある対象に自然と視線を向け、その対象を中心に認識します。そのため、肉眼では対象がより大きく、立体的に感じられやすいといった違いが生じることがあり、この点が体感との差につながっている可能性があります。</p> <p>そのうえで、フォトモニタージュの精度や見え方に対するご不安があることは十分理解しておりますので、他のプロジェクトの事例にはなりますが、風車建設前に作成したフォトモニタージュと建設後の実際の写真を比較する事後調査の結果についても、今後お示しできるよう検討します。</p>

36	伯耆町	<p>・影の予測だけでなく、朝日や、夕日がさえぎられる時のフリッカや、日中でも太陽光反射の影響が調査されるべきである。</p>	<p>風車の影や光の影響に関するご指摘についてお答えします。 まず、風車による影の影響(いわゆるシャドーフリッカー)については、その予測にあたっては、太陽の位置(季節や時間帯)や風車の配置・高さ、地形を踏まえ、影が発生する可能性のある範囲や時間を計算しています。このため、一般的には周辺の建物や樹木に遮蔽されて、これより範囲や時間が小さくなることが多いです。 また、実際には天候(曇りや雨)や風車の稼働状況などによって影の発生は変動するため、一般的には影響が想定される最大の条件と、それに対して現実的な発生条件の両面から評価を行っています。 次に、太陽光の反射についてですが、風車の表面は光を強く反射するものではなく、光を拡散する塗装(つやを抑えた仕上げ)が用いられることが一般的です。 このため、太陽光パネルのように強い反射光が発生する可能性は低く、環境影響評価においても主要な評価項目として扱われることは一般的ではなく、本事業においても配慮書の段階で調査項目として上がっておらず、県や国の審査会においても特段配慮の必要性について指摘を受けていないため、調査は必要ないと考えています。</p>
37	伯耆町	<p>☆騒音低周波の予測調査が、実際の音源を用いていないので、全く、架空の予測に過ぎないので意味がない！規定通りの予測をしても、実際と異なってしまうものでは、後で、住民とのトラブルの原因となるので、真に意味のある予測を示して欲しい。</p>	<p>弊社(調査受託者:日本気象協会)は、環境省のマニュアル・指針と国際規格に則り、測定(実測)と予測(音の伝搬計算)を組み合わせて評価しています。結論として、「実際の音源を用いていないので全く、架空の予測に過ぎないので意味がない」といったご指摘や「真に意味のある予測を示して欲しい」というご要望については実際の音源を用いた騒音測定は、規格上も実務上も標準的ではなく、妥当性・再現性に乏しいため採用していません(後述)。代わりに、国際的に標準化された音源特性の測定と屋外伝搬の工学的予測を用い、残留騒音(背景音)に対する増分で評価するのが、環境省の公式指針に沿った考え方です。 予測に当たっては、予測地点である住宅が風力発電機の風下に当たると(風車から住宅の方向に向けて風が吹いていると)仮定して住宅への影響が最大となる条件のもと行っています。 発電所の運転開始後も騒音・低周波音については事後調査を行い、準備書でお示した予測評価の値より悪化する場合は住宅への防音工事の実施など影響の低減措置を講じます。 「実際の音源を用いた予測調査」を採らない理由といたしましては以下の3点を挙げさせていただきます。 1. 規格・指針にない手法 環境省の測定マニュアル・指針やISO 9613-2は、実在の風車音源の測定・モデル化を前提に設計されています。実際に模擬音源を置くためには、地上100m付近に測定のための音源を設置する工事が必要になり、現実的ではありません。 2. 再現性・相似性の問題 風車の音は、羽の回転で強弱がいたり、細い音が混ざったりするため、とても複雑です。そのため、地上のスピーカーでは本物の風車の音をそっくり再現することはできません。スピーカーで再現した音を使うと、実際の風車とは違う結果になってしまい、正確な判断ができなくなるため、この方法は採用していません。 3. 国際・国内の標準は「実測+伝搬予測」 世界的にも、音源パワーはIEC/JISで測定し、受音点の将来レベルはISO 9613-2で予測するワークフローが、風力に限らず工場騒音・建設騒音・道路鉄道などの環境騒音評価の標準です。</p>
38	伯耆町	<p>風車の安全性はよくわかりました。地権者でもない子育て中の私たち。私たちの子供たち、その子供たちにとってのメリットを具体的に教えてください。それがほとんど見えてきません・・・</p>	<p>ご指摘頂きありがとうございます。単に「安全である」という説明だけでは、子育て世代の方々にとって十分ではないと認識しております。その上で、本事業が将来世代にとってどのような意味を持つのかについて、以下のとおりご回答します。まず前提として、本事業によって、日々の生活が劇的に便利になる、あるいは直接的に目に見える利益がすぐ得られる、という性質のものではありません。この点を明確にしたうえで、その意義を説明する必要があると考えています。本事業の最も大きな意味は、将来世代におけるエネルギー環境や地域の持続可能性に関わる取組であることです。具体的には、再生可能エネルギーの導入による脱炭素への貢献、将来の電力供給の安定化への寄与等は、すぐに実感できるものではありませんが、子ども世代が生きる社会の基盤に関わると考えています。</p>
39	日野町	<p>・事業としてのロードマップが不明。基金、メンテナンス費、原状復帰費を含め、何年で黒字化する概算なのか ・調査結果、予測結果と万が一大きくずれが出た場合、撤去する等の対応の確約があるのかどうか。 ・20年を超えた場合の基金の支払いは継続されないと考えてよいでしょうか？</p>	<p>事業の収支や基金・撤去費用を含めたロードマップについては現在精査中であり、長期的に成立する前提で検討しています。また、予測との差異が生じた場合にはモニタリングに基づき適切に対応する考えであり、撤去の要否は個別判断となります。基金については通常20年程度の事業期間を前提に設計しますが、その後の取扱いは事業の継続状況に応じて地元の皆様と協議することを想定しています。なお、民間事業者においては、詳細な収支計画(収益率や黒字化年数等)については事業上の機密性が高い情報であり、一般的に外部へ開示されるものではありません。一方で、地域の理解を得る観点からは、事業の成立前提や費用構造、地域還元の方策等について、可能な範囲で説明していくことが重要と認識しています。</p>
40	伯耆町	<p>①間地側が野上川に合流する付近は6月上旬蛍が多く発生し美しい自然環境となっています。河川の水場が増加するという説明でしたがホタルのヨウ虫は河川の中州に生息していますが影響はないでしょうか</p>	<p>まず、本事業に伴う雨水の流出については、流域面積等を踏まえて排水量を算定したうえで、雨水を一点に集めて一気に河川へ流すのではなく、複数箇所に分散しながら時間をかけて流す設計としています。これにより、急激な水量の増加や河川環境への影響を抑える計画としています。 そのうえで、ホタルの生息環境への影響についてですが、ホタルの餌となるカワニナ等の水生生物は、河川が濁水化すると生息が難しくなるため、工事の際に土砂流入を防ぐことが重要であると認識しています。 このため、ヤード内及びヤード周辺への沈砂池の設置や、アクセス道路の排水路の整備、早期の緑化など、濁水対策については事業実施に係る重要事項として位置付けています。これらの対策を適切に講じることで、河川への影響を最小限に抑え、ホタル類の生息環境への影響が生じないよう十分に留意します。</p>
41	伯耆町	<p>②落雷のあった時の通電について地中に流すのではなく支柱の中で通電すると聞いていますが、具体的にどう処理するのですか</p>	<p>風車の耐雷設計は風力発電システム-第24部:雷保護JIS C 1400-24(2023)に準拠します。 ご質問の「落雷時の電流(雷電流)の処理方法」についてご説明します。 風力発電設備では、落雷が発生した場合の安全対策として、雷電流を安全に地面へ逃がす「避雷・接地システム」が備えられています。 具体的には、落雷があった場合の電流は、以下の経路で処理されます。 ①ブレード(羽根)やナセル(発電装置部分)に落雷 風車のブレードやナセルには、雷を受けるための受雷部(レセプター)が設置されています。 ②風車内部の導体を通して地上へ 受けた雷電流は、ブレード内部やタワー(支柱)内に設置された専用の導電経路(ダウンコンダクター)を通り、風車内部を安全に流れます。 ご指摘のとおり、「支柱の中を電流が流れる」というのはこの部分を指していますが、これは雷対策として設計された専用経路であり、安全性が確保されています。 ③基礎部から地中へ放電 タワー下部では、電流は基礎に設置された接地設備(アース)に接続されており、そこから地中へと分散・放電されます。</p>
42	日野町	<p>①雲海への影響は。</p>	<p>風車を設置することによって雲海が発生しなくなることへのご懸念と理解して回答します。 風車による雲海への影響や雲海が発生しなくなる可能性は低いと考えております。雲海が発生する条件は複数ありますが、基本的な仕組みとしては水蒸気を含んだ空気が放射冷却などで下層で冷やされ水滴となり上層部の暖かい空気の層に上昇を阻まれることで発生します。風車を設置したとしても空気が乾燥したり地表面が冷えないといった事象は生じないことから、ご懸念されている事象はご心配に及ばないと認識しております。また、雲海は風の弱い日に発生するため、そのような日は風車は回転せず、風車によって雲海が崩れたり、消散する可能性は低いと考えられます。</p>

43	日野町	②ヒメボタル生態への影響は。	ヒメボタルは湿った環境を好む陸生のホタルであることから、改変面積を極力小さくし、生息環境を保全するよう努めます。 過去に昆虫類及び底生動物調査にて、ホタル類の生息状況調査について実施しましたが、ヒメボタルに特化した調査は準備書に向けた風車配置やアクセス道路が決まった後に実施することを想定しています。
44	日野町	③日野町での説明会は？	今回は日野町内で説明会の会場を選定していません。その理由についてご説明します。 まず、前回(12月)の説明会では、江府町・伯耆町・日野町それぞれの住民の皆様を対象とした形で、対象区域ごとに会場を分け、計3回開催いたしました。一方、今回の説明会では運用を変更し、開催回数を2回に絞るとともに、いずれの会場でも3町(江府町・伯耆町・日野町)のどなたでもご参加いただける形式としています。そのため、特定の町ごとに会場を設けるのではなく、参加しやすい形で集約した開催としています。 また、会場選定の理由ですが、前回の説明会では江府町内で会場を確保することができなかったことから、今回は江府町内での開催を実現することを重視いたしました。これにより、江府町の皆様にも身近な場所でご参加いただけるよう配慮しています。 加えて、伯耆町の会場については、比較的大規模で利用しやすく、多くの方にお集まりいただきやすい環境であることから選定しています。
45	日野町	④低周波の山での回り込み、反しゃはデータに入っているか。	本事業における騒音および低周波音の予測は、地形条件を考慮した手法により実施しており、山地形の影響についても織り込まれています。具体的には、地形の起伏や遮蔽効果を反映した音の伝搬計算を行っており、音の減衰や伝わり方について評価しています。低周波音は回り込みやすく、地形により遮蔽されにくい性質がありますので、それらも考慮しています。反射については、直接音と反射音の重なり具合により大きくなることもあれば小さくなることもあります。一般に反射音は、反射物までの往復の距離減衰の影響が加わりますので、現在の設置予定の位置関係においては無視できる部分まで下がると予測できます。
46	日野町	発電量130MWは、消費電力としては、何世帯分くらいになりますか？	発電容量130MWの発電量は、年間で約45,000世帯程度になると想定しています。 試算の仮定として、 年間発電量130MW × 8,760時間 × 設備利用率20%=227,760MWh 日本の4人世帯の年間消費を約4,800kWhとすると、227,760 ÷ 4,800 = 約47,000世帯となります。
47	安来市	・側溝等の大きさが体感できない ・排水溝や沈砂池のまわりに雨水は流れないのですか？ふちからえぐれるような場合はありませんか？	1点目の、「側溝等の大きさが体感できない」につきまして以下のとおりご説明します。一般的な側溝(U字溝)として、側溝断面の上面内側の幅が300mmまたは450mmとなる仕様が広く利用されています。なお、実際の側溝の大きさは設計条件に応じて異なり、今後詳細な土木設計を行う過程で、必要な機能や周辺条件を踏まえて最適な側溝サイズが決定されます。2点目につきましては、「排水溝や沈砂池に水がきちんと入らず、周囲の地表を流れてしまい、その結果として縁(ふち)や周辺地盤が侵食(えぐれる)することはないのか？」というご質問と理解しました。その上で以下のとおりご説明します。排水溝や沈砂池周辺にも雨水は流れますが、雨水を排水施設に導くように周辺は勾配をつけて施工します。また周辺地盤は締固めを十分にを行い浸食などの影響が出ないように施工します。
48	安来市	P13で63～71dBとあげられているがこれは何Hzですか？ 1～10Hzで60dBに達するような圧力波(振動)を受ければめまいふらつき吐き気等の症状が出ても何ら不思議ではない。とのこと。なぜなら人の体は水平振動で1～2Hz鉛直振動で4～8Hzを感じやすいからこれは風車病そのものでこのような圧力波が起こす振動公害となりませんか？ ・低周波の測定はどのようにしておられますか？ 振動計で観測する物理量そのものではなく水平振動鉛直振動に対してJISC1510-19952で規定されている振動感覚の周波数補正を定められているが、可聴音を測定することを目的として低周波成分をカットするフィルターをかけておられますか？これであれば内耳や脳に伝わる低周波は聞こえない波なので健康被害をかくしているように感じます。国会でも健康被害に言及しているので正しく調査していただきたいです。測定調査機種を教えてください。	・ご指摘の63～71dBはG特性音圧レベルの値です。G特性音圧レベルは、主に 1～20Hzの超低周波音を対象に、人の感覚に合わせて周波数補正した音圧レベルです。従いまして、1～10Hzも含みますが、1～10Hzとは一致しません。この値は特定の周波数の音の大きさを示したのではなく、風力発電機から発生する音を一定の評価手法に基づいて総合的に整理した値となります。風力発電機から発生する音は、特定の単一の周波数ではなく、低周波から可聴域までの幅広い周波数成分を含むものです。一般的には、数十Hzから数百Hz程度の可聴域の音が主成分であり、1～10Hzといった非常に低い周波数の成分については含まれるものの、主要な成分ではありません。 ・「人の体は水平振動で1～2Hz、鉛直振動で4～8Hzを感じやすい」という点についてですが、この考え方自体は、建物の揺れや乗り物などによる身体に直接伝わる振動(いわゆる体感振動)に関する知見として知られています。 一方で、風力発電機から発生するのは主に空気振動として伝わる音であり、建物や地面を通じて体に直接加わる振動とは性質が異なります。このため、「人が感じやすい周波数帯の振動がそのまま強く発生している」という理解とは異なりますが、音は空気振動であるとの認識のもと、それぞれのレベルに応じて適切に評価します。 現時点では、風力発電施設から発生する低周波音と健康影響との間に明確な因果関係は確認されていないとされており、その点も踏まえた評価が行われています。 ・低周波音の測定に関してお答えします。低周波音の測定は「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境庁)及び「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月環境省)に準拠して、G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル(中心周波数1Hz～200Hz)を測定しています。低周波音調査を目的に、可聴音を測定する騒音計とは別に設置しますので、低周波成分をカットすることはございません。低周波音調査に使用した機種は、リオン NL-62です。
49	安来市	・地域外の人にもちゃんと質問できる時間を下さい！	ご意見ありがとうございます。 説明会における質疑応答につきましては、限られた時間の中で、事業実施により直接的な影響が想定される地域の方々からのご意見を中心に進行させていただく場面もございますが、ご参加いただいた方々のご意見を幅広くお伺いすることが重要であるとと考えています。 一方で、当日の運営上の制約により、十分にご発言の機会を確保できない場合があることも認識しています。このため、今後は進行方法や時間配分の工夫に加え、説明会以外の手段も含めてご意見・ご質問をお受けできる機会の確保に努めます。
50	伯耆町	伯耆町の人口も1万人を切りました。中国電力では、原子力発電も可動せず、まして、この小さな町で巨大な風車を作って役に立つのでしょうか。スマートな話し方、説明では、立派だと思いますが、もし、完成となっても、日本で一番人口が減り、そんな県に新しくではなく、今までの設備で充分やっていけるので、これ以上の設備は、いりません、もし完成しても、この世にいない人の集まりで成立しません。反対です。	ご意見ありがとうございます。地域の人口減少や将来へのご不安の中で、「新たな発電設備が本当に必要なのか」というご懸念をお持ちであることは真摯に受け止めています。 まず、電力の供給については、伯耆町や鳥取県といった個別の地域単位ではなく、中国電力ネットワークが管轄する中国エリア全体で一体的に運用・調整が行われています。そのため、「鳥取県内で電力が足りているから新しい電源は不要」といった判断は、制度上やデータの整備状況から行うことが難しい仕組みとなっています。 実際には、中国エリア全体で電力需給を見た際、一定程度供給が確保されている時期もある一方で、将来的な需要変動や既存電源の停止・老朽化への対応、さらには安定供給の観点から、多様な電源をバランスよく確保していくことが求められています。 また、電源構成という観点では、中国エリアにおける再生可能エネルギーの割合は、全国平均と比較してまだ低い状況にあります。今後は、温室効果ガス削減やエネルギーの安定供給の観点からも、再生可能エネルギーの導入を一定程度進めていく必要があると考えられています。 さらに、本事業は単に電力を供給するだけでなく、地域においては、例えば林道整備等を通じて森林管理の向上に寄与する可能性について、地元関係者から期待の声もいただいています。 今後も、地域の皆様のご意見やご懸念を丁寧に向いながら、事業の必要性や影響についてわかりやすくご説明します。

51	伯耆町	<p>■建設地の具体的な位置 風車の設置場所が分かりにくいというご指摘については、現在は図面やフォトモンタージュでお示していますが、十分にイメージしにくい部分があるのご意見もいただいているため引き続きフォトモンタージュや3D動画に加え、身近な地名や目印となる地点を記載した地図の充実など、より分かりやすくお伝えできる資料の作成に努めます。</p> <p>■地震・土砂災害への不安 地震や土砂災害に関するご不安については、非常に重要な点であり、当然のご懸念であると受け止めています。本事業では、まず地形や地質の状況を把握するためにボーリング調査を実施しており、軟弱な地盤が一部に確認される一方で、十分な強度を持つ地層も確認されています。そのため、各地点の地盤状況に応じて、固い岩盤層と一体化する直接基礎や、岩盤層まで杭を打ち込む場所打ち杭などの工法を用いる基礎設計を行うことで、安全性を確保する考えです。また、風車やその基礎構造については、国の技術基準や土木学会の指針に基づき、大規模地震(数百年に一度規模)を想定した設計を行うこととなっています。さらに、設計内容については事業者だけで判断するものではなく、①盛土規制法・鳥取県盛土条例に基づく許可②森林法に基づく林地開発許可・保安林解除③電気事業法に基づく認可に係るウインドファーム認証(第三者機関)といった手続きを通じて、国や県、第三者機関による複数の審査を受ける仕組みとなっており、いわば二重三重のチェックが行われます。加えて、工事にあたっては斜面の安定や排水処理などにも配慮し、土砂流出や崩落のリスクを抑える設計を行うとともに、完成後も定期的な点検と必要な補修を継続して行う体制を取りります。このように、設計・審査・運用のそれぞれの段階で安全性の確保に取り組んでおりますが、ご不安が完全になくなるものではないと思いますので、今後の検討の中でも引き続き丁寧に対応します。</p> <p>■野生動物の出現について 野生動物の中でも獣害に関するご懸念と理解してご回答します。前述の4番でいただいたご質問で獣害への回答をしていますのでご確認ください。</p> <p>■3町長の反対 3町長の反対は重く受け止めておりますが、それが直ちに町民全体の意思を一義的に示すものとは限らず、また法的手続上も即座に事業停止となる仕組みにはなっていません。一方で、住民の意向が軽視されているとの受け止めが生じている可能性は重要な課題であり、今後は、条件の明確化や情報公開を通じて、実質的な合意形成を丁寧に進めていくことが不可欠と考えます。</p> <p>■環境破壊への懸念 本事業においても、山林の改変を伴うことは事実であり、その影響をゼロにすることはできません。そのため、環境アセスメントの中で動植物や水の流れなどを調査し、影響をできる限り小さく抑えるための配置や施工方法の検討を行っています。また、工事中および運転開始後についても、必要な対策を講じるなど、影響を抑えることを前提に事業を進めていく考えです。</p> <p>■事業者が事業計画地に足を運んでいるか 事業者が実際に現地に来ているのかというご質問についてですが、風車の建設を検討している地区や隣接地区に事業説明を行う、現地調査や測量、環境調査などを通じて、繰り返し現地に入り確認を行っています。ご質問者様の地区に足を運ばせて頂いたこともございます。</p>
52	米子市	<p>P.39Aの経路しか説明なかったと思いますが、、、</p> <p>説明が不足しており申し訳ありません。 本資料では、現時点で最も実現性が高いと考えているAルートを中心に説明しましたが、輸送経路についてはAルートに限定して決定しているものではありません。他のルートについても、道路条件や安全性、地域への影響等の観点から検討を行っており、今後、関係機関との協議や詳細検討を進める中で、比較検討の内容も含めて改めてご説明させていただきます。</p>
53	伯耆町	<p>①別冊参考資料P86の質問にある「3町長が反対表明しているのに事業を進めているのはなぜか」に対する回答が回答になっていません。3町長の意志は町民の意向ととらえられますが、その中で29年度施工予定ということは、町民の気持ちを無視したものと云えます。再度この質問に対する回答を求めます。</p> <p>3町長の反対は重く受け止めておりますが、それが直ちに町民全体の意思を一義的に示すものとは限らず、また法的手続上も即座に事業停止となる仕組みにはなっていません。一方で、住民の意向が軽視されているとの受け止めが生じている可能性は重要な課題であり、今後は、条件の明確化や情報公開を通じて、実質的な合意形成を丁寧に進めていくことが不可欠と考えます。</p>
54	伯耆町	<p>②3町長の反対理由を事業者としてはどのような理由ととらえておられますか。またその理由に対してどのようにお考えですか。</p> <p>3町長の反対理由については、安全性や環境影響への懸念に加え、説明不足に起因する信頼面の課題が重なったものと受け止めています。これに対しては、技術的対応に加え、勉強会の継続開催や検討途中情報の開示、レター等による情報発信を通じて、相互コミュニケーションの機会を拡充し、信頼関係を丁寧に構築していくことが重要と考えています。</p>
55	伯耆町	<p>③最終的に3町長が反対のままでも事業を継続されるおつもりですか。つまり町(町民)の意向は事業計画に関係ないですか。</p> <p>町長の反対は重く受け止めており、町や町民の意向が事業に関係ないという考えはありません。一方で、制度上直ちに事業の可否が決まるものではないため、現時点で結論を固定するのではなく、勉強会や情報開示等を通じて相互理解を深めながら、地域の皆様から受け入れていただく余地を模索していくことが重要と考えています。</p>
56	伯耆町	<p>ご指摘の点については、弊社の対応が「説明を避けているのではないかと受け止められている可能性があるものと認識しており、真摯に受け止めています。今回、三町長および弊社による記者会見の実施については、最終的に見送る判断となりました。その理由は大きく2点です。まず、現在も三町との協議が継続しており、計画内容や対応方針についてまだ最終的な整理・合意に至っていない段階にあることです。こうした状況で、対外的に「公式見解」として発信する記者会見を行うことは、結果として未確定情報を確定したものと受け止められる可能性があります。次に、記者会見という形式は、発言内容が単独で公式見解として扱われ、強いメッセージ性を持つ場であるため、一定の整理・確定がなされた内容で臨むべきものだと考えています。現時点ではその前提が整っておらず、誤解や憶測を招くリスクがあると判断しました。一方で、取材対応そのものを控えているわけではありません。いわゆる「ぶら下がりの取材」など、これまで共有している情報の範囲内で事実関係を補足的に説明することについては、適切な形で対応していく考えです。弊社としては、情報が一定程度整理され、関係者間での認識が共有された段階で、改めて責任ある形で説明の機会を設けるべきと考えており、現時点ではそのタイミングではないと判断したものです。</p>
57	伯耆町	<p>①騒音・低周波音について 2025、10月と12月のデータの記載について 数値の変化は季節によって違いがあるのでは？ 春や夏のデータがないのは何故ですか。</p> <p>騒音および低周波音の測定時期についてのご質問にお答えします。 まず、騒音や低周波音の測定結果については、ご指摘のとおり、風の強さや気象条件、周囲の自然音(虫の声や樹木のざわめきなど)によって一定の変動が生じるため、季節によって数値に違いが出る可能性があります。一方で、環境影響評価における現況調査では、年間を通じたすべての季節で測定を行うのではなく、代表性のある条件で実施することが一般的です。調査時期については任意に選定しているものではなく、風車の影響を適切に評価できる条件を考慮して設定しています。具体的には、冬季は一般的に風況が良く、風車が回転しやすい条件である一方で、周囲の自然音(虫や水の音など)が少なく、地表面の環境音が比較的静かな状態となります。そのため、風車の音が適切に評価できる時期と考えられます。このような観点から、冬季のデータは、事業者にとっても評価上は厳しい条件を確認するものとなります。一方で、春季や夏季においては、田植えに伴う流水音や、セミ・カエルなどの生物音が増加するため、環境音(残留騒音)が大きくなり、風車に起因する音の影響を個別に把握することが難しくなる場合があります。そのため、調査は単に季節を均等に取るのではなく、風車の影響を適切に把握しやすい条件を選定したうえで実施しているものです。</p>

58	伯耆町	②改変面積による流量の変化について割増係数の1.4というのは平均値ですか？大雨等の場合は変化はないでしょうか。	割増係数1.4の値は、弊社の他プロジェクトでの実績や、鳥取県の林地開発許可に係る技術基準を参考にして設定しています。開発前の森林や草地に雨が降った場合と、開発によって改変された土地がすべて裸地に近い状態になったと仮定した場合とを比較し、どの程度、浸透せずに河川へ流れ込む雨の量が増加するかを、安全側に見積もった代表値として設定したものです。大雨の場合については、流出の状況は変化します。一般的に、大雨が続くと地面が水で満たされ(飽和状態となり)、森林であっても水が浸透しにくくなります。その結果、開発前であっても、降った雨の多くがそのまま川に流れる状態に近づきます。このため、大雨時には、開発前・開発後のいずれの場合も雨水は流れ込みやすくなります。今回の検討では、こうした状況も踏まえ、あらかじめ地面に水が浸透しにくい条件を仮定し、厳しい条件(安全側)で計算を行っています。
----	-----	---	---

59	伯耆町	説明会で指摘した通り、騒音14～16における夜間の予測値は指針値をわずか1db(25%)下回るのみである。 <u>予測値の誤差が25%以上であれば、予測される騒音は指針値を上回る</u> のであるから、貴社はすみやかに誤差の値とその測定方法を物理学的見地から開示すべきである。尚、「物理の数式にいれば数値はすぐ出る」との貴社の説明は誤りであり、説明を要する。	騒音計は計量法の特定計量器に該当し、検定公差が定められていますが、検定公差は、周波数ごとに定められておりA特性としての誤差は定められていません。周波数ごとの割合により変化しますが、実務的な目安としては、A特性として±1dB程度の誤差範囲が見込めます。±1dB程度の誤差範囲が見込まれることから、1dB程度の差について、測定・予測上の不確実性を考慮すべきではないかというご指摘はごもっともです。 誤差については、測定器の誤差以外に、測定時の周辺環境の変動誤差、メーカー提供値である風車発生源データの不確実性なども考えられます。測定時の周辺環境の変動誤差は、1回の測定期間を3日以上確保する、また複数回測定することで、変動を考慮しています。風車発生源データについては、メーカーが複数回測定した結果をカタログ値として示しており、それを用います。 多くの誤差を含むのは事実ですが、評価に当たっては何らかの線引きが必要であり、実務においては、検定付き騒音計を用いる、マニュアルに則った測定を行う、メーカー提供の発生源データを用いるといった条件のもと算出された結果については、個別に誤差範囲を差し引くことはせず、算出された評価値を指針値と比較しています。これは今回比較している指針値だけの取り扱いではなく、大気・水質等の環境基準評価においても、一般に、測定値から測定誤差を差し引いて基準適合性を判断する取扱いはしていません。環境アセスメントにおいては、誤差を含め不確実性を伴うことが多いため、例えば、騒音測定における気象条件はすべての風車の風下になる条件など安全側で予測を行うような対応を取ることで、不確実性を一定程度見込む考え方に立っています。 このように、予測においては誤差を含め不確実性を伴うことから、事後調査を実施することで実際の影響を確認し、予測を上回る影響や指針値との関係で問題が確認された場合には、追加の環境保全措置を講じます。
----	-----	--	--